

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 5 月臨時会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 51 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について	
概 要	埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約について請負契約金額を 3 億 1,968 万円から 4 億 892 万 3,000 円へ変更するもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 建築工事のうち機械設備工事について、入札が 3 回にわたって不調に終わり、その間の随意契約交渉も全て不調に終わった。</p> <p>* 1 度目の入札では参加者が 1 社のみで入札中止となり、2 度目の入札は 1 回目に予定価格の超過、2 回目は辞退となり不調となった。この入札後に市の予定価格と応札価格に大きなかい離があることが判明したので、見積りを徴して予定価格を設定し直し 3 度目を行ったが、3 回とも予定価格を超過し不落札となった。</p> <p>* 4 度目の入札を行った場合のスケジュールを想定し、庁内で協議をした結果、早期の工事再開を図り今年度中の工事完了を目指すために、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約に機械設備工事を追加する契約変更を行うことが妥当と判断した。</p> <p>* 契約の変更に伴う増額は 8,924 万 3,000 円である。</p> <p>* 工期が 7 か月延伸することにより発生する費用は、工事再開後受注者と協議して決定するが、概算で約 2,350 万円である。</p> <p>* 施設の供用開始は令和 2 年 9 月から 10 月初旬の予定である。</p> <p>* これまでは予定価格の設定は、国交省の公共建築工事積算基準に従って行い、入札不調が生じたら調査を行っていたが、今後は入札前に十分な調査を行うようにしたい。</p> <p>* 発注方式については分離・分割が本来の姿であるが、一括発注というように、柔軟な対応も必要であると考えます。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	